

学校法人 五島育英会
東京都市大学原子力研究所
平成28年度（第1回）保安検査報告書

平成28年11月
原子力規制委員会

目 次

1. 実施概要
 - (1) 保安検査実施期間
 - (2) 保安検査実施者

2. 保安検査内容
 - (1) 基本検査項目
 - (2) 追加検査項目

3. 保安検査結果
 - (1) 総合評価
 - (2) 検査結果
 - (3) 違反事項

4. 特記事項

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間（詳細は別添1参照）

平成28年8月30日(火)

(2) 保安検査実施者

川崎原子力規制事務所

統括原子力保安検査官 梶田 啓悟

原子力保安検査官 岳川 清美

2. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、関係者聴取、資料検査及び現場立入り等により保安規定の遵守状況の確認を行った。

(1) 基本検査項目

① 放射性廃棄物の安全管理

② 異常時の措置

③ 非常時の場合に採るべき措置（抜き打ち検査）

(2) 追加検査項目

なし

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「放射性廃棄物の安全管理」、「異常時の措置」及び「非常時の場合に採るべき措置」を検査項目として立入り、記録等の確認及び聴取によって検査を実施した。

検査の結果、各検査項目について、保安規定に基づいて保安活動が実施されており、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

(2) 検査結果

別添2参照

(3) 違反事項

なし

4. 特記事項
なし

保安検査日程

月日	8月30日(火)	備考
午前	●初回会議 ○放射性廃棄物の安全管理 ○異常時の措置	
午後	◇非常の場合に採るべき措置 ○現場確認 ●チーム会議 ●まとめ会議	

注) ○：基本検査項目、◇：抜き打ち検査項目 ●：会議等

検査結果(1/3)

1. 検査実施日

平成28年8月30日(火)

2. 検査項目

放射性廃棄物の安全管理

3. 対象となった保安規定の条文

第7条 保安管理組織

第8条 管理職位の職責

第9条 業務分掌

第33条 固体廃棄物の管理

第34条 固体廃棄物の保管

第35条 固体廃棄物の運搬

第36条 廃止措置計画に係る解体撤去した設備・機器の保管

第36条の2 廃止措置計画に係る機能停止した設備・機器の保管

第37条 廃止措置計画による解体撤去等により生じた解体付随廃棄物の保管

第38条 気体廃棄物の管理

第39条 気体廃棄物の放出基準

第65条 品質保証計画の策定

第66条 職務及び組織

第67条 品質保証活動の実施

第68条 品質保証活動の評価

第69条 品質保証計画の継続的改善

4. 検査結果

放射性廃棄物について、長期にわたる保管が継続していることを考慮した安全管理が行われているか、また、巡視を適切に行っているか、平成27年度を中心に検査を行った。

(1) 各職位の職務と実施状況

原子力研究所長(以下「所長」という。)は、原子炉主任技術者又は第1種放射線取扱主任者の免状を保有する者を原子炉主務者(以下「主務者」という。)に任命し、試験研究用等原子炉施設(以下「原子炉施設」とい

う。)の運転に関する保安の監督を行わせ、原子炉施設の運転に関する安全及び保安に関する審議のため、主務者と研究所内外の学識者で構成する原子炉安全委員会を設置している。外部委員は3名で任期2年である。最近では、平成28年1月25日に開催されており、放射性廃棄物の安全管理については、経過報告、廃止措置及び施設整備の進捗状況報告、平成27年度原子炉管理等報告がなされている。

原子炉施設管理室長(以下、「管理室長」という。)は、所長が兼務しており、放射性廃棄物の管理に関する業務等を実施している。

事務室長は、施設の警備、整備、改修等の業務を行っている。

主務者は原子炉施設に係る保安監督を行い、放射性廃棄物の保安管理においては、固体廃棄物保管場所(原子炉補機室)の汚染検査の結果報告を受けている。

これらのことについて「平成28年度保安管理組織一覧(平成28年4月1日)」、「平成28年度保安管理組織辞令(平成28年4月1日)」、「第49回原子炉安全委員会議事録(平成28年1月25日)」等の記録及び関係者聴取により確認した。

(2) 放射性廃棄物の管理

廃止措置計画に基づく廃止措置工事は平成24年6月以降行われていない。

固体廃棄物については、平成27年7月23日に施設定期自主検査で実施した気体廃棄物の廃棄設備の一部であるフィルタの交換作業以降発生していない。現在の固体廃棄物の保管量は、2000ドラム缶5本(内訳:雑固体廃棄物3本(可燃1本、不燃2本)、イオン交換樹脂2本)と廃棄フィルタ(2000ドラム缶換算7本分相当)である。

気体廃棄物については、平成27年度は施設定期自主検査のため送排風機を4回運転し気体廃棄物を放出しているが、放出放射性物質濃度は検出限界以下であった。平成28年度は、8月30日現在で施設定期自主検査のため既に4回放出しているが、放出放射性物質濃度は検出限界以下であった。

液体廃棄物については、平成23年9月16日付の廃止措置計画変更認可に基づく液体廃棄物の廃棄設備の解体撤去以降、液体廃棄物の発生は全く無い。

管理室長は、固体廃棄物の保管状況及び保管場所の状況確認を月1回の頻度で行うとともに、固体廃棄物保管場所の汚染状況についても月1回の頻度で行い、ドラム缶からの漏洩の有無等を確認している。解体撤去物及び解体付随廃棄物収納の廃棄物容器については、毎週1回の巡視において外観点検を行い、ドラム缶の健全性の確認を行っており、固体廃棄物保管

容器及び廃棄物容器についての異常は認められていない。

固体廃棄物保管容器については、これまで長期にわたり保管されてきているが月 1 回の保管状況の確認時に容器底面も含めて目視点検を実施しており、腐食等の異常がないことを確認している。また、長期的な保管が継続することに鑑み平成 27 年 10 月 7 日から容器の写真を「固体廃棄物貯蔵庫の保管及び保管場所等の点検記録」に添付して点検時に比較し、腐食等の兆候の早期発見に努めている。

これらのことについて、「固体廃棄物発生記録・保管記録」、「固体廃棄物貯蔵庫の保管及び保管場所等の点検記録（平成 27 年 4 月 6 日～平成 28 年 3 月 8 日）」、「解体撤去した設備・機器の保管記録（平成 24 年 7 月 30 日）」、「機能停止した設備・機器の保管記録（平成 16 年 9 月 27 日）」、「解体撤去等により生じた解体付随廃棄物の保管記録（平成 24 年 7 月 30 日）」、「ダストモニタ記録（平成 27 年 7 月 24 日～平成 27 年 9 月 24 日）」、「原子炉施設巡視記録」等の記録、関係者聴取及び現場立入りにより確認した。

（3）品質保証

所長は、品質保証方針を定めて所員に周知するとともに、品質保証に係る組織に属する者に対して教育している。また、品質保証活動の評価については、年 1 回、内部監査を実施しており、品質保証責任者が所長の命を受けて品質保証に係る組織に属する者に自己点検評価をさせ、その点検表に基づき監査チームが内部監査を行っている。

マネジメントレビューは内部監査の結果を踏まえ実施され、所長は、平成 27 年度マネジメントレビュー会議で示された課題を踏まえて、平成 28 年度の品質保証方針を定めている。

品質保証計画の継続的改善については、マネジメントレビュー及び不適合是正措置等を確認し、品質保証計画の改善を図ることとしている。なお、平成 27 年度において品質保証上の不適合の発生はない。

これらのことについて、「所内会議議事録（H28-No.1）（平成 28 年 4 月 6 日）」、「平成 27 年度原子力施設の保安管理と品質保証方針（平成 28 年 4 月 1 日）」、「保安教育及び保安訓練の実施記録（平成 28 年 4 月 28 日、平成 28 年 6 月 2 日）」、「平成 26 年度内部監査実施報告書（平成 28 年 2 月 26 日）」、「平成 27 年度マネジメントレビュー記録（平成 28 年 3 月 1 日）」等の記録及び関係者聴取により確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況

について違反は認められなかった。

5. その他

なし

検査結果(2/3)

1. 検査実施日

平成28年8月30日(火)

2. 検査項目

異常時の措置

3. 対象となった保安規定の条文

第49条 原子炉施設の巡視での異常確認時の措置

第50条 管理区域における線量等の測定に異常を認めた場合の措置

第51条 線量限度を超えて被ばくした者の措置

第52条 表面密度限度の十分の一を超えて汚染した者の措置

第53条 気体廃棄物に異常を認めた場合の措置

第54条 勤務時間外に異常を認めた場合の措置

4. 検査結果

異常の有無及び異常が見られた場合はその措置が適切だったか検査を行った。

管理室長は、巡視等で異常を認めた場合には、その原因を除去するために必要な措置を講ずるとともに主務者へ報告することとしているが、平成27年度において異常は発生していない。

これらのことについて、「原子炉施設巡視記録(平成27年度)」、「放射線しゃへい物の側壁における1センチメートル線量当量率記録(平成27年8月24日～平成28年3月29日)」、「汚染の状況の記録(スミヤ試験)(平成27年8月24日～平成28年3月8日)」、「個人線量記録(平成27年度)」、「ダストモニタ記録(平成27年7月24日～平成27年9月24日)」等の記録及び関係者聴取により確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

5. その他

なし

検 査 結 果 (3 / 3)

1. 検査実施日

平成 2 8 年 8 月 3 0 日 (火)

2. 検査項目

非常の場合に採るべき措置 (抜き打ち検査)

3. 対象となった保安規定の条文

第 55 条 非常時の組織

第 56 条 非常時対策組織の任務

第 57 条 非常時の業務の優先

第 58 条 非常時の作業に係る業務従事者の実効線量

第 59 条 事故発生時の措置

第 60 条 事故の拡大防止

第 61 条 避難の指示

第 62 条 火災発生時の処置

第 63 条 地震発生時の措置

第 64 条 その他、天災地変等発生時の処置

4. 検査結果

非常事対策組織を構成する業務従事者のうち緊急作業に従事させることができる業務従事者 (以下「緊急作業従事者」という。) の指定状況及び緊急作業従事者の指定に関する保安規定の改定に伴う下部規定の変更の有無について検査を行った。

緊急作業従事者として所長以下 4 名が指定されており、緊急作業従事意思申出書を理事長に提出していること、放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置についての教育及び緊急作業についての訓練が実施されていることを確認した。

緊急作業従事者を含む非常時対策組織の要員は、非常時において非常呼集で集合し通報及び連絡、被害の拡大防止、放射線測定、避難誘導、救援・救助、医療活動、消火活動等の応急対策並びに復旧対策を、全ての業務に優先して実施する。

緊急作業従事者の指定に関わる保安規定の変更に伴い変更が必要な下部規定はないとのことであった。

これらのことについて、「非常事故措置規定 (平成 26 年 1 月 31 日)」、

「緊急作業従事意思申出書（平成 28 年 4 月 1 日）」、「保安教育及び保安訓練の実施記録（平成 28 年 4 月 28 日）（平成 28 年 6 月 2 日）」及び関係者聴取により確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

5. その他

なし